



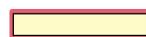
産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！

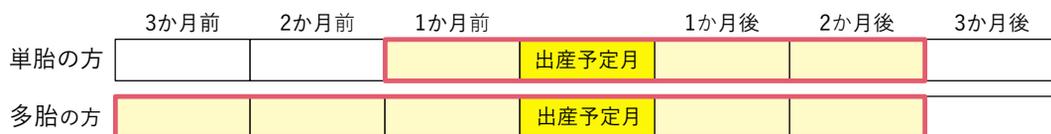
1 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

2 国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から翌々月の4か月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

 …対象期間



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。
- 保険税が課税限度額に達している世帯は、減額を適用しても保険税額が変わらない場合があります。

3 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など出産予定や単・多胎妊娠が確認できる書類（多胎のときは人数分）
- ③ マイナンバーがわかるもの

郵送の場合は

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳など出産予定や単・多胎妊娠が確認できる書類のコピー（多胎のときは人数分）山形市母子健康手帳の場合1ページ、4ページのコピー
- ③ マイナンバーがわかるもののコピー

4 届出先

山形市 市民生活部 国民健康保険課 保険税係（市役所1階8番窓口）

TEL 023-641-1212 内線354・360 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号